

兵庫県公報

平成24年2月17日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 海岸法第12条第1項の規定に基づく海岸管理者の監督処分（阪神南県民局）	1

告 示

兵庫県告示第185号

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第1項の規定に基づく海岸管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年2月17日

尼崎西宮芦屋港海岸海岸管理者

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

1 行うべき措置の内容

尼崎西宮芦屋港海岸東堀運河地区海岸に係る保全上特に必要があると認める区域（平成24年兵庫県告示第155号により指定した区域）内にある別表に掲げる物件の除却

2 海岸管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成24年3月6日までに当該措置を行わないときは、海岸管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	251-5975	モーターボート（FRP製）

別表2 その他の物件

所在場所	整理番号	種類	名称
尼崎市大高洲町地先	1	船台	船台（鋼製）1台

※整理番号は、阪神南県民局が整理の必要上付した番号である。